

## HOME4U 利用規約

### 第1条 本利用規約の適用

株式会社NTTデータ スマートソーシング（以下、「当社」という。）は、当社が運営する不動産情報サイト（「HOME4U (<http://www.home4u.jp/>)」、「一戸建てHOME4U (<http://kodate.home4u.jp/>)」、「賃貸経営HOME4U (<http://lease.home4u.jp/>)」、「賃貸住宅HOME4U (<http://rent.home4u.jp/>)」、を言い、総称して「HOME4U等」という。）で提供するサービス（以下、「本サービス」という。）の利用規約（以下、「本利用規約」という。）を定めるものとする。第4条に基づき当社とHOME4U等の利用契約を締結した者（以下、「注文人」という。）は、本利用規約に従い本サービスを利用するものとする。

### 第2条 本利用規約の変更

- 1: 当社は、注文人の承諾を得ることなく、当社が定める方法により、本利用規約を変更することができるものとする。この場合、提供条件は変更後の利用規約によるものとする。
- 2: 変更後の利用規約は、当社が変更内容を別途当社が定めるサイト上に掲示した時点から効力を有するものとする。

### 第3条 本サービスの内容

本サービスの内容は注文書に記載された内容とする。

### 第4条 本サービスの利用

- 1: 本サービスを利用しようとする者は、当社とHOME4U等の利用契約（以下、「利用契約」という。）を締結するものとする。
- 2: 利用契約は、本サービスを利用しようとする者が「注文書」を当社に提出し、当社がこれに対し「注文請書」を提出することにより成立するものとする。
- 3: 注文人は、利用契約締結後に商号、所在地、連絡担当者その他注文書に記載の情報を変更する場合、事前に当社に対して連絡するものとする。なお、連絡を怠ったことにより注文人に生じた損害について、当社はその責任を一切負わないものとする。
- 4: 当社は、利用契約により注文人に対して当社を代理する権限を付与するものではなく、また、当社の商号又は商標等を使用することを許諾するものではない。
- 5: 注文人は、自己の社員等（以下「登録社員」という。）に限り、注文人として本サービスを利用させることができるものとし、自己の責任において登録社員に利用契約内容を遵守させるものとする。
- 6: 当社は、登録社員に本サービスの利用を認めた場合、ID及びパスワードをそれぞれ付与したうえで、登録社員に通知するものとし、注文人及び登録社員は、付与されたID及びパスワードの使用及びこれらの管理について一切の責任を負うものとする。
- 7: 注文書上の記載事項は、本利用規約に優先するものとする。

### 第5条 体制

注文人は、本サービスの利用にあたり、次の維持管理体制を整備する。

- (1)利用者からの照会、問合せ等に対し、自己の費用と責任により適切に対応する体制を構築する。
- (2)当社が別に定める仕様書（以下、「仕様書」という。）に従い、注文人の広告、ロゴその他の情報（以下、「コンテンツ」という。）を当社に提供する。また、注文人は、コンテンツの変更又は削除を求めるとき、仕様書に従い、速やかに当社に通知するものとする。なお、当社は、注文人より提供を受けたコンテンツの複製物及びこれを格納した媒体について、いかなる場合も返還しないものとする。

### 第6条 権利の帰属

- 1: 本サービスの提供にかかるハードウェア等の一切の資産は、当社又は当社が定める者が有するものとする。
- 2: 本サービスの提供にかかるソフトウェアの著作権は、当社又は当社が定める者が有するものとする。
- 3: コンテンツにかかる著作権その他の権利は注文人に留保される。注文人はコンテンツに関し第三者の権利、産業財産権、肖像権、パブリシティ権、その他いかなる権利を侵害していないことを当社に保証し、第三者からの請求に対して、当社を一切免責させなければならない。

### 第7条 権利の許諾

- 1: 本利用規約の他の規定にかかわらず、当社は本サービスの提供に必要な範囲で、コンテンツを複製、公衆送信及び翻案等できるものとする。
- 2: 前項に基づき、当社が翻案等して作成した二次的著作物についても、コンテンツとして本利用規約各条項が適用されるものとする。
- 3: 注文人は当社に対して、著作権法第18条から第20条までに規定する権利を（以下、「権利」という。）を一切行使しないものとする。

### 第8条 注文人の設備及び維持管理

注文人は、本サービスを利用するため、注文人の費用負担と責任において、本サービスに接続する注文人の情報機器、ソフトウェア及び通信回線等を準備、維持管理し、これらを本サービスに適合させるものとする。

### 第9条 利用者の情報

- 1: 注文人は、当社から転送される利用者に関する住所、電話番号等の個人情報（以下、「利用者情報」という。）を、次の各号に掲げる場合を除き第三者に提供してはならないものとする。
  - a 利用者の同意が得られた場合
  - b 法令等により開示が求められた場合
  - c 個人識別が出来ない状態で提供する場合
- 2: 注文人は利用者情報を、注文人の商品・サービスに関する資料・ダイレクトメール、アンケート依頼、各種お知らせ・問い合わせ（利用者への回答を含む）に関わる連絡、発送又は電子メール送信の目的のために使用できるものとする。
- 3: 注文人は、利用者情報を利用者情報の目的外利用、漏洩、紛失、改ざん等の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるものとする。
- 4: 当社は、利用者情報を注文人に提供するときは、当該利用者情報を注文人に提供することにつき、当該利用者情報にかかる利用者本人から同意を取得するものとする。

### 第10条 機密保持

- 1: 注文人及び当社は、利用契約の履行に関して相手方から資料、電磁的記録媒体その他の有形な媒体により提供又は電子メール等電子的に提供された技術上、営業その他業務上の情報であって、相手方が機密である旨表示したものを（以下「機密情報」という。）について、善良なる管理者の注意をもってその機密を保持するものとし、利用契約に従事する者に使用させる場合を除き、機密情報を第三者に開示してはならないものとする。
- 2: 前項にかかわらず、利用契約の履行に関して次の各号の一に該当する資料及び情報は機密情報に含まれないものとする。
  - (1)既に公知のもの又は自己の責に帰すことのできない事由により公知となったもの
  - (2)既に保有しているもの
  - (3)守秘義務を負うことなく第三者から正当に入手したもの
  - (4)相手方から書面により開示を承諾されたもの
  - (5)機密情報によらずに独自に開発し又は知り得たもの
- 3: 注文人及び当社は、相手方から提供を受けた機密情報について、利用契約の目的の範囲内でのみ使用するものとし、複製、改変が必要ときは、事前に相手方から承諾を受けるものとする。
- 4: 注文人及び当社は、本サービスを提供するために必要な範囲において、自己の役員、従業員に対して機密情報を開示できると共に、本条と同等以上の守秘義務を課した再委託先その他の第三者及び弁護士、税理士、公認会計士その他法令に基づき守秘義務を負う者に対して、開示できるものとします。但し、第三者に開示した機密情報の機密保持について、相手方に対して本利用規約の責任を負うものとする。
- 5: 第1項にかかわらず、注文人及び当社は、法令等に基づき、開示を義務付けられる場合には、義務付けられる範囲に限り機密情報を開示することができるものとします。但し、当該開示を行うにあたっては、必要最小限の範囲での開示となるよう合理的な努力を行うものとし、事前に（緊急止むを得ない場合には、事後速やかに）相手方に対して当該開示について通知するものとする。

### 第11条 禁止行為

- 1: 注文人は、本サービスの利用にあたり、次の各号に掲げる行為をしてはならないものとする。
  - (1)本サービスに関する情報を改ざん又は開示する行為
  - (2)無限連鎖講を開設し、又はこれを勧誘する行為
  - (3)ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為
  - (4)無断で第三者に広告、宣伝若しくは勧誘のメールを送信する行為、又は第三者が嫌悪感を抱く、若しくはそのおそれのあるメール（嫌がらせメール）を送信する行為
  - (5)第三者又は本サービスの著作権その他の知的財産権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
  - (6)第三者又は本サービスの財産、名誉、プライバシー等を侵害する行為
  - (7)本人の同意を得ることなく又は詐欺的な手段により第三者又は当社の個人情報を収集する行為
  - (8)本サービスの利用又は提供を妨げる行為
  - (9)第三者又は本サービスに不利益を与える行為
  - (10)選挙の事前運動、選挙運動又はこれらに類似する行為
  - (11)物件情報等の提供に関して虚偽の情報を公開する行為

- (12)注文者以外で本サービスの利用契約を締結している者の本サービスの利用・運営を妨げる行為
  - (13)犯罪行為
  - (14)法令又は反社会的勢力への関与などの公序良俗に反する行為
  - (15)宗教団体の勧誘又は布教活動もしくはこれらに類似する行為
  - (16)第三者に本サービスを利用させる行為（書面により当社が事前に承諾した場合を除く。）
  - (17)当社の信用を傷つけ、又は当社に損害を与える行為
  - (18)その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様・目的でリンクをはる行為
  - (19)その他、当社が不適切と判断した行為
- 2: 注文者は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、又は該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、直ちに当社に通知するものとする。

#### 第12条 利用料金

- 1: 本サービスの利用料金は、第13条に基づき確定される問合せ件数をもとに算出される注文書に記載された料金とする。
- 2: 当社は、注文者に対し、当月分の利用料金及びその消費税相当額について、請求書により注文者に請求することとする。
- 3: 注文者は、当月分の利用料金及びその消費税相当額について、当社請求書記載の期日までに当社請求書記載の方法で当社に支払うものとする。
- 4: 注文者は、利用料金その他の債務（延滞利息を除く）について支払期限を経過してもなお支払わないときは、支払期限の翌日から支払日の前日までの日数について年8.25%の割合で計算した額を、延滞利息として当社が定める期日までに支払うものとする。
- 5: 第14条に定める場合を除き、当社の責によって注文者が本サービスを全く利用できない状況が5日間以上続いた場合、当社は、月額利用料金のうち、当該不提供が生じた期間に相当する金額を、日割り計算にて算出のうえ、当該月額利用料金から割り引くものとする。
- 6: 本利用規約に基づく計算結果に1円未満の端数が生じた場合、当該端数は切り捨てるものとする。

#### 第13条 問合せ件数

- 1: 利用者情報が注文者に到達したか否かに関わらず、当社が注文者に転送した利用者情報の件数を登録件数（以下「登録件数」という。）とする。
- 2: 当社が注文者に転送した利用者情報に関して、当社が注文者から第3項に定める期日までに本サービスの控除申請書（以下「申請書」といい、申請種別は各サービス指定の申請書に準ずる。）を受領し、申請書の申請種別のいずれかに該当すると判断した場合、当該の利用者情報を登録件数から控除することとする。
- 3: 問合せ件数は、次の定めに従い確定することとする。
  - (1)登録件数の通知：当社は注文者に対して、当月に利用者が利用者情報を登録した件数（以下「登録件数」という。）を翌月第3営業日（当社の営業日：土日祝祭日および12月29日から翌年1月3日までを除く暦日をいう。以下、同じ。）までに通知する。
  - (2)控除申請：注文者は登録件数の控除を希望する場合、翌月第8営業日までに申請書を当社に提出する。
  - (3)控除申請の審査結果の報告：当社は前号に基づき提出された申請書を審査し、注文者に対して控除後の登録件数（以下「控除後件数」という。）を定めた前項の判断結果を翌月第14営業日までに通知する。
  - (4)問合せ件数の承認：注文者は当社に対して、当社から通知された控除後件数を問合せ件数とすることの承認を翌月第17営業日までに書面又は電子メールで通知する。
- 4: 前項の定めに関わらず、注文者が前項の期日までに控除申請又は問合せ件数の承認を当社に通知しない場合、当社は当社の通知した登録件数又は控除後件数を問合せ件数として注文者が承認したもののみとみなすことができるものとする。

#### 第14条 一時的な中断・廃止

- 1: 当社は、次のいずれかに該当すると判断した場合、注文者への事前の連絡又は承諾を要することなく、本サービスを一時的に中断できるものとする。
  - (1)本サービスの提供に必要な設備の故障等により保守を行う場合
  - (2)不可抗力により本サービスを提供できない場合
  - (3)本サービスの提供に必要なデータのバックアップ等を行なう場合
  - (4)その他、本サービスの提供に必要な設備のメンテナンス等運用上又は技術上の理由でやむを得ない場合
- 2: 当社は、不可抗力により本サービスの提供が不可能となった場合、本サービスの全部又は一部を廃止し、利用契約を解約することができるものとする。この場合、当社はすでに注文者から受領している利用料金のうち、未経過期間に対応する料金を日割で注文者に返還するものとする。
- 3: 当社は、30日前までに注文者に連絡することにより、本サービスの全部又は一部を廃止することができるものとする。

#### 第15条 免責

- 1: 本サービスにおける瑕疵、その他本サービスの利用又は本サービスを利用できなかったことにより注文者に生じた損害（当社の故意又は重過失により生じた損害を除く）について、当社は責任を負わないものとする。
- 2: 当社は、天災地変、戦争、暴動、内乱、テロリズム、重大な疾病、感染症リスク若しくはこれに類するもの、争議行為、その他自己の責に帰すことのできない事由（以下、「不可抗力」という。）による本サービスの提供に関する履行遅滞又は履行不能について、注文者に対し責任を負わないものとします。不可抗力による履行遅滞又は履行不能には、当社の合理的な指示に基づく自宅待機措置等によるものを含むものとします。
- 3: 注文者が、本サービスの利用によって第三者に損害を与えた場合又は注文者と第三者との間で紛争が生じた場合は、自己の責任と費用をもって処理解決するものとする。なお、注文者が本サービスの利用に伴い第三者から損害を受けた場合も同様とする。

#### 第16条 損害賠償の制限

債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、当社が注文者に対して負う損害賠償責任の範囲は、当社の責に帰すべき事由により又は当社が利用契約等に違反したことが直接の原因で注文者に現実発生した通常の損害に限定され、損害賠償の額は以下に定める額を超えないものとする。なお、当社の責に帰すことができない事由から生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益について当社は賠償責任を負わないものとする。

- (1) 当該事由が生じた月の前月末日から初日算入にて起算して、過去3ヶ月間に発生した当該本サービスに係わる料金の平均月額料金（1ヶ月分）
- (2) 当該事由が生じた月の前月末日から初日算入にて起算して本サービスの開始日までの期間が1ヶ月以上ではあるが12ヶ月に満たない場合には、当該期間（1ヶ月未満は切捨て）に発生した当該本サービスに係わる料金の平均月額料金（1ヶ月分）
- (3) 前各号に該当しない場合には、当該事由が生じた日の前日までの期間に発生した当該本サービスに係わる料金の平均日額料金（1日分）に30を乗じた額

#### 第17条 利用停止・解約

- 1: 当社は、注文者が次のいずれかに該当すると判断した場合、当該注文者への事前の連絡又は催告を要することなく、当該注文者について、直ちに本サービスの提供を一時停止又は利用契約の解約をすることができるものとする。
  - (1) 支払停止又は支払不能となったとき
  - (2) 手形又は小切手が不渡りとなったとき
  - (3) 差押え、仮差押えがあったとき、競売若しくは仮処分申立があったとき又は租税滞納処分を受けたとき
  - (4) 破産手続開始、会社更生手続開始又は民事再生手続開始その他これらに類似する倒産手続開始の申立があったとき又は清算に入ったとき
  - (5) 解散、減資、事業の全部若しくは重要な一部の譲渡等の決議をしたとき
  - (6) 第9条乃至第10条に違反したとき
  - (7) 第11条に違反し、その違反の内容を当社が注文者に書面で明示したとき
  - (8) 当社への利用申込内容その他通知内容等に虚偽があったことが判明したとき
  - (9) 上記(1)から(8)を除く利用契約の条項に違反し、かつ当該違反に関する書面による催告を受領した後5日以内にこれを是正しないとき
- 2: 当社が利用契約を解約しようとするときは、解約希望日の5日前までに注文者へ通知することにより、利用契約を解約できるものとする。
- 3: 注文者は、前2項により利用契約を解約された場合、解約日までに生じた未払いの利用料金又は遅滞利息及び当該解約日から利用期間満了日までの残期間にかかる利用料金等の費用を、当社が指定する日までに一括して当社に支払うものとする。
- 4: 注文者は、当社が次のいずれかに該当すると判断した場合、当社への事前の連絡又は催告を要することなく、直ちに利用契約の解約をすることができるものとする。
  - (1) 支払停止又は支払不能となったとき
  - (2) 手形又は小切手が不渡りとなったとき
  - (3) 差押え、仮差押えがあったとき、又は競売若しくは仮処分申立があったとき
  - (4) 破産、会社更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申立があったとき
  - (5) 解散又は事業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき
  - (6) 第9条乃至第10条に違反したとき
  - (7) 上記(1)から(6)を除く利用契約の条項に違反し、かつ当該違反に関する書面による催告を受領した後14日以内にこれを是正しないとき
- 5: 注文者は利用契約の解約希望日の30日前までに当社へ別紙2「解約申込書」で通知することにより、利用契約を解約できるものとする。
- 6: 前2項の定めにもとづき注文者が利用契約を解約した場合、注文者は当該解約日以降の利用料金等の費用を、当社に支払う義務を負わないものとする。

#### 第18条 利用期間

1: 注文者が本サービスを利用する期間は、注文書に記載された期間に準ずるものとする。

#### 第19条 契約終了後の扱い

- 1: 当社は、利用契約の解約又は本サービスの終了があった場合も、その原因の如何にかかわらず、本サービスに関し支払われた利用料金等について一切返還しないものとする。
- 2: 注文者および当社は、利用契約終了後1年間、第10条に定める機密保持義務を負うものとする。

#### 第20条 権利の譲渡の禁止

当社及び注文者は、あらかじめ相手方の書面による承諾がない限り、利用契約上の権利又は義務の全部又は一部を他に譲渡してはならないものとする。

#### 第21条 反社会的勢力との関係排除

1: 注文者及び当社は、次の各号に定める事項を表明し、保証する。

- (1) 自己及び自己の役員が反社会的勢力(平成19年6月19日付犯罪対策閣僚会議発表の『企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針』に定義する「反社会的勢力」をいう。以下同じ。)でないこと、また反社会的勢力でなかったこと
  - (2) 自己及び自己の役員が、自己の不当な利得その他目的の如何を問わず、反社会的勢力の威力等を利用しないこと
  - (3) 自己及び自己の役員が反社会的勢力に対して資金を提供する等、反社会的勢力の維持運営に協力しないこと
  - (4) 自己及び自己の役員が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと
  - (5) 自己及び自己の役員が自ら又は第三者を利用して、相手方に対し暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求を行い、相手方の名誉や信用を毀損せず、また、相手方の業務を妨害しないこと
- 2: 注文者及び当社は、前項各号に違反する事実が判明した場合には、相手方に直ちに通知するものとします。
  - 3: 注文者又は当社は、相手方が本条に違反した場合は、何らの通知催告を要せず、直ちに利用契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
  - 4: 注文者又は当社は、相手方が本条の規定に違反したことにより損害を被った場合、相手方に対し、前項に基づく契約解除にかかわらず当該損害について利用契約に基づく損害賠償を請求できるものとする。

#### 第22条 準拠法

利用契約の効力、履行及び解釈については、日本国法が適用されるものとする。

#### 第23条 合意管轄

利用契約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とする。

#### 第24条 協議

利用契約に定めのない事項について疑義が生じた場合は、注文者及び当社は誠意を持って協議し円満に解決を図るものとする。

#### 附則

本利用規約は平成29年10月1日から施行する。

以上